

《工事保証体制》

		工事区分	保証対象	保証期間	保証の対象となる現象例	適用の除外	備考
長期保	構造体	基礎	構造強度に影響を及ぼす変形・損傷・亀裂 など	10年	構造破損・不同沈下の著しいもの	表面モルタルなど仕上面の亀裂	(基礎)  必要に応じて地盤調査を行い、その結果に基き基礎補強または地盤改良などを要する場合は、これを行うものとする(有償)
		床			たわみ・不陸の著しいもの		
		軸組			軸組材の著しい構造破損·脱落·折れ	材質的な収縮に起因し構造上特に支障のないもの	
証		壁(下地骨組)			構造破損		
		屋根(屋根下地及び小屋組み)			破損・折れ・脱落の著しいもの		
	防水	屋根及び庇	- 雨漏り		雨漏り及び雨漏りによる室内仕上げ面 の汚損	建物の使用に影響のない軽微な透水、または屋外面の水溜り、 表面仕上塗装、家具、調度品などの汚損	
		外壁・ベランダ・フラワーボックス					
		屋根及び庇	屋根の葺材・水切・雨押役物	2年	破損・めくれ・脱落	標準以上の積雪に起因するもの	
		室内の床	下地材・仕上材及び 造作材 		材質の変質、変形による割れ、反り、き しみ、床鳴りの著しいもの	設計時に予想もしなかった重量物設置に起因するもの及び過度 の暖房によるもの	
		外壁			下地の反り、狂い、仕上材の剥離、変形、割れ、垂れ下がりの著しいもの	構造上、機能上影響しない亀裂及び過度の暖房によるもの	
	構造体以外の下地及び仕上	内壁					
		軒天井					
_		室内天井					
般		室内階段				構造上、機能上影響しない亀裂及び過度の暖房によるもの	
保		樋			脱落、破損、垂れ下り	標準以上の積雪、凍結、枯葉などの詰まりに起因するもの	
証		内装	建材・クロスなどの仕上材 アコーディオン・ブラインド・カーテン	1年	剥離、変形、反り、割れ、垂れ下りの 著しいもの	構造上、機能上影響しない亀裂及び過度の暖房によるもの	
		内装付属			反り、取付不調、作動不良、変形、すきまの著しいもの及び部分の故障	作動に影響しない反り、木材の軽微なヒビ割れ及び過度の暖房 によるもの、暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の 浸入	
		外部建具	建具及び付属部品				換気扇・換気孔を含む
		内部建具					
		左官タイル	壁・天井・床の仕上	2年	剥離、変形、反り、垂れ下りの著しいも の		
		外部塗装	塗装及び吹付仕上面	1年	1年 剥離、白華、亀裂の著しいもの 2年	歩行部分の汚れによる変色	
		内部塗装					
		便所 洗面室 台所 浴室	漏水	2年	壁より漏水及び漏水による室内仕上 面の汚損	家具、調度品汚損	-

		工事区分	保証対象	保証期間	保証の対象となる現象例	適用の除外	備考
一般保証	設備機器	電灯配線 動力設備 テレビ配線 電話配管	配線・配管及び付属器具・分電盤	2年	電球、電池、パッキンなどの消耗品  故障、破損、取付ゆるみ、支持不良 ※工事箇所の不具合の場合に限る  異物のつまり、凍結による破損、パッキンなどの消耗品 ※商品不良の場合にはメーカー保証内容に準ずる		製造メーカーの定めがあ る場合はそれによる
		スイッチ コンセント インターホン チャイム	器具及び付属器具	1年			
		防炎 防犯設備					
		給排水設備 厨房設備	給排水管及び衛生陶器·便槽·ユニットバス·厨房セット			異物のつまり、凍結による破損、パッキンなどの消耗品	
			水洗器具・シャワー器具				
		給湯 冷暖房設備(ソーラー設備共)	配管・付帯器具・熱源機器及び放熱機器・ ポンプ	7年			
		ガス設備	配管及び付属器具	2年		ゴムのガス管	ガス配管はガス供給事業者の規定による。 他のメーカー基準による。
			ガス栓・ガス器具	1年			
		アクセサリー商品	仕上及び取付	1年			入居者の適切な維持管 理を前提とする
	推 工 事	外部:ぬれ縁・パーゴラ・バルコニー・ フラワーボックス・ひじ掛け手摺・屋外階段等		0.5	材質の変質、変形、割れ、反り、ゆるみ の著しいもの		
		内部:造り付戸棚·収納家具・ カーテンレール	- 仕上及び取付				
	害	白アリ	防蟻・防虫処理を行った部分	5年	白アリ(イエ白アリ・ヤマト白アリ)の発生 による被害、損傷	タタミ、ジュウタンに発生するダニ類	白アリについては土壌処 理工事を行ったものを対 象とする
	その他	防露	床·壁·天井裏の断熱及び防露工事を行った部分	2年	水蒸気の発生がない暖房機器の通常 の使用による結露水のしたたり	地域特性・立地条件・換気不足・水蒸気を大量に発生するような 住まい方によるもの、サッシュ・ガラス及び浴室、便所、洗面所、 非採暖室等の結露	
		外構工事	テラス・門扉・フェンス・カ-ポ-ト・郵便ポスト・ インタ-ホン・門灯(照明器具)・シャッタ-	1年	故障、破損、取付ゆるみ、支持不良、 変形等の著しいもの		
			大走り・ポース・土間コンクリート・ブロック塀		変形などの著しいもの	著しい沈下、亀裂及びモルタルの剥離	

※〈注〉本保証における「著しい…」とは、本来持つべき機能を有しない場合または、通常修理が必要と思われる程度を言う

## 【保証免責事項】

- 1.火災、爆発等の予期しない外来事故、及び予想外の噴火、洪水、地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因したもの。
- 2.敷地周辺にわたる地盤の変動、土砂崩れ、地割れ、又は周辺環境、公害に起因するもの。
- 3.住宅の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用した事が起因の場合。
- 4.住宅の性質による結露、又は瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、その他の類似の事由による場合。
- 5.使用材質の自然特性、あるいは経年変化にともなう現象で機能上支障のないもの。
- 6.入居者、又は第三者の故意、又は過失によるもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
- 7.構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
- 8.本体工事の施工部分以外の既存建物からの影響によるもの。(増改築・改修工事のみ適用)
- 9.引渡し後、屋根に、ベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行い、これに起因するもの。
- 10.注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
- 11.請負者が不適当なことを指摘したにもかかわらず、注文者が採用させた材料、部品、設備、器具、施工方法に起因するもの。
- 12.仕上げのキズで引渡し時に申し出がなかったもの。
- 13.契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故による場合。
- 14.保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
- 15.前各号による場合のほか、別表の"適用の除外"欄に掲げるものに該当するもの。
- 16.当社発行の保証書を持ってない方。※付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証期間によるものとする。